

# 特別寄稿

## コロナ禍の体験から問う実践につなげる看護学実習

看護教育研究学会 会長 森 千鶴  
(東京医療学院大学)

### I. はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、看護学実習が臨地での実施が困難な状況が頻発した。この理由は①病院等の実習施設に新型コロナウイルス感染症患者が多く、看護学生の臨地実習指導を行う人的余裕がないこと、②看護学生が新型コロナウイルス感染症に罹患し、患者等に感染させる可能性があること、③病院等の実習施設の看護師等の職員が新型コロナウイルス感染症に罹患、もしくは濃厚接触者となり、看護師等の職員は不足していることなど様々なことであった。このような状況を受けて文部科学省、厚生労働省から 2020 年 2 月 28 日、6 月 1 日付けで事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所および養成施設等の対応について」が発出された。その内容は、実習施設の変更、実習施設の確保が困難な場合に年度をまたいだ実習の実施、さらに困難である場合には実情を踏まえて実習にかえて、演習や学内実習等の実施によって、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないというものがあった。この連絡を受けて看護実践能力の質的水準を保証するため、看護師等学校養成所や看護系学会等でさまざまな対応がなされた。

### II. 2022 年度の研修会

#### 1. 目的

本研修では新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴って実習施設で看護学実習が困難となり、学内での実習に様々な工夫がなされてきたことを紹介し、学内実習での実習疑似体験は経験になり得るのか、参加者でディスカッションし、コロナ禍に

おける看護学実習の在り方について考える。

#### 2. 研修プログラム

午前中は、看護における実習の意義を再確認したのち、成人看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護学の各領域で行った学内実習についてシンポジウム形式で紹介した。各シンポジストが学内実習で工夫した点、学生の反応から学ぶことができたこと、また学ぶことが困難であったこと等を紹介した。さらにコロナ禍のため学内実習を受けた卒業生を受け入れた病院からのシンポジストが、病院における新人教育体制、新人看護師の戸惑い、看護師長の教育の実際について紹介をした。

午後から、参加者が 4 グループに分かれ、各自の学内実習での体験や工夫点、学生の反応から学内実習で学びが得られた内容、学べなかった内容や限界などについて討議を行った。また最後にシンポジストから全体討議を受けて意見を述べた。以下、講演内容について述べる。

### III. 学生の学びとしての臨地実習

#### 1. アクティブ・ラーニングとしての実習の学び

2012 年に文科省が学士課程教育の質的転換を提言し、受け身的な学習から自らが主体的に考え、課題を設定して回答を導く力をつけるために課題解決型能動的学修（アクティブ・ラーニング）が提言された。また 2017 年には小・中学校教育においても文科省がアクティブ・ラーニングの導入が推奨された。アクティブ・ラーニングは問題発見、解決を念頭に置く深い学び、他者と相互作用により自らの考えを広げ、深める対話的な学び、また自らの学修を振り返って次につなげる主体的

な学びのことである。看護学教育における看護学実習は、アクティブ・ラーニングの1つの形態であると考えられる。

## 2. 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の変遷における看護学実習

第二次世界大戦後の1951年に保健師助産師看護師法が改正され、看護教育を定め、国家試験の合格により当時の厚生大臣から免許を受け、国家登録をして看護業務を行うようになった。そこで国家試験の基準として保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、指定規則）において教育内容が定められた。1951年から施行された指定規則では実習の割合が多かったが、1967年、1989年、1996年、2008年、2022年と5回の改正を重ね、2022年に改正された最も新しいカリキュラムでは全体に占める実習の割合は22.5%となった。

これまでの指定規則の変遷を見ると、看護学実習はアクティブ・ラーニングとしての位置づけではなく、当初は臨床で実践を行いながら学ぶという意味合いが強かったように思われた。しかし、社会が要請する看護師像も変化し、専門性、自律性が重要視されるようになり、自ら主体的に考え、課題を設定して回答を導く力が求められてきており、現在の看護学実習はアクティブ・ラーニングとして考えられている（中井と森，2020）。特に2017年文科省がまとめた「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」においては、「看護の知識・技術を統合し、実践へ適用する能力を育成する教育方法の1つ」と位置づけている。看護モデル・コア・カリキュラムにおいては、看護専門職として自己のあり方を省察する能力を身につけることも目標とし、自己を俯瞰する能力も必要とされている。

## 3. 看護学実習の意義

### 1) 教育的意義

看護学実習は、学内で学んだ知識を統合し、実践能力を身につけることができる学修である。また、対象者の病や障害に接する機会となり、対象

者を理解するとともに人間関係を築くプロセスを学習する機会でもある。また、様々な医療スタッフと接することにより、医療人として相応しい態度を養う重要な機会でもある。このように看護学実習では、まさに「看護」を学ぶ機会となっているところに教育的意義がある。

### 2) 学生にとっての実習の意義

学生は既習の知識や技術を統合し、看護師としての態度を学修することによって、さらに、学修を深める動機づけになる。また学生は看護学実習により看護の実践を通して看護の喜び、充実感や責任感を感じることができる。さらに対象者との関係形成や看護実践により、判断力、問題解決能力、応用能力を育成することができ、人間的成長の場にもなっている。

## IV. 経験学習としての看護学実習

### 1. 経験学習とは

看護学における看護学実習は経験学習の1つであると考えられる。経験とは、直接実際に見たり、聞いたり行ったりする体験を振り返り、概念化することによって、自分自身で理論化とした知識や技術のことをいう。経験は自分で実際に見たり、行うという体験が基になっており、体験を積み重ねることが必要となる。しかし、体験をすれば成長するというものではなく、体験を振り返り、成功や失敗の要因を分析して理解するというプロセスこそが重要となる。

### 2. 体験から経験知へ

看護学実習では、学生が患者と接し、患者を理解し、看護の必要性を判断し看護実践を体験している。学生は、この実践体験を自分自身で省みて、その善し悪しを考える省察を通して経験を学びに変えて成長していく。教員は、看護学実習指導で学生がどのような体験をし、体験からどのように省察するのかを見守り、学生をエンパワーしながら学生個々の経験知になるよう導いている。すなわち、看護学実習における教員は、体験から省察を促し、経験知への転換を促進する役割を担っている。

## V. 新型コロナウイルス感染症の拡大による臨地実習の変化

### 1. 学内実習への代替措置

2020年に新型コロナウイルス感染症のパンデミックが宣言され、我が国においても緊急事態宣言が発出された。看護学実習も実習施設で受け入れられない、あるいは受け入れ可能となっても学生が滞在する時間が最小限にし、臨地における実習の前後に学内での演習をすることが求められ、多様な場における支援活動を利用した学修に切り替えるよう求められた。さらに、臨地での実習が全くできない場合の代替措置として事例展開や、コミュニケーション能力を養う演習、シミュレーション機器や模擬患者を活用した演習に置き換える必要が生じた。このように、模擬体験が中心となり、学生の看護学実習における体験が困難な状況となった。模擬体験（シミュレーション）は現実似せた状況に身を置き、現実起こるであろう感覚を体験することである。

2021年6月8日に出された「新型コロナウイルス感染症下における看護系大学の臨地実習の在り方に関する有識者会議」の報告書によると、2020年10月1日時点で最終学年の臨地実習が全て実施済みであったのは、看護系大学では67.1%、短期大学では6.3%、看護専門学校では20.0%であり、カリキュラムによる違いが認められている。また、看護系大学の3年次では実習中または実施予定（場所や時期が確定している）が85.5%であった。しかし、全ての学年をみると「全ての科目」40.1%、「一部の科目」57.1%で臨地実習の代替措置が必要となっている。また2021年の日本看護系大学協議会報告書によると、2020年度に実施する看護学実習において実習の変更を予定しているのは83.4%の大学になっている。さらに変更予定がある大学のうち、「日数・時間の短縮」が79.8%、「学内実習への変更」78.7%となっている。学内実習の代替措置手段として最も多かったのは、「教員や学生による模擬患者」次いで、「人形、模型」「シミュレーター」であった。

### 2. 学生の感染防止対策

学生が看護学実習を実習施設で行う場合にPCR検査を条件づけていると回答したのは32.4%の大学であったとの報告がある（文科省、2021）。PCR検査を学生が負担している大学は24校であったと報告されている。また、2021年4月28日～5月14日までの調査で附属病院のある7割の大学では医療従事者枠でワクチンを接種しているものの、附属病院がない大学ではワクチン接種が未定との回答があったと報告されている（日本看護系大学協議会、2021）。2021年度前期において、実習施設からワクチン接種の指示があった大学は18.7%、PCR検査の指示があったと回答した大学は58.6%となっている。これらの状況をみるとこれまで通りの看護学実習の受講の可否及び、またPCR検査を受検する費用負担においても大学間の差異があることが認められた。

### 3. 臨地で学習する内容

学生は看護学実習をとおして対象者との関係を形成しながら、対象者の病や障害の体験を理解し、必要な援助を判断し実践する中で、看護とは何かを問い、看護師としての態度を学修していく。学内での実習は、対象者との関係を形成するための技術を模索すること、対象者の病や障害の体験を、書籍や映像で理解すること、必要な援助の判断も対象者の変化が少ない中で考えることは可能である。また学内実習では臨場感のあるロールプレイや、リアリティのあるシナリオに基づくシミュレーション教育が求められている。さらに実習施設で行う看護学実習と同様の教育の質を保障することが求められている。しかし、刻々と変化する対象者、命に向き合う実習施設の緊張感やリアリティ、倫理的な問題への直面等について学習することは難しいのではないかと考える。このような状況で、どのような工夫をすることで教育の質を保障することができるのか検討することが求められている。

## VI. グループワークについて

参加者は24名と例年に比べ若干少なかったが、開催時期、開催場所、テーマ、方法は概ね好評であった。

参加者は4グループに分かれて各自の実践内容や学内実習で工夫した点、学内実習で得られた学び、限界を感じたことをグループで検討し、全体討議を行った。今回の研修会を通して、コロナ禍での学内実習の在り方について考え、自己の実習指導に生かしていきたいとの感想が寄せられた。

### 1. 実践内容や学内実習で工夫した点

大学院生などの看護師経験者に患者役を依頼し、学生がインタビューを実施したり、コミュニケーション技術演習を行い、臨場感を持たせることができた。また動画を用いた事例を活用し、看護過程の展開を行ったという経験が話された。また、技術演習をビデオで撮影し、他者評価を行った等の様々な工夫が紹介された。

### 2. 学内実習で得られた学び

学内実習では、シミュレーターを活用した技術の獲得ができる。また学生のペースで学習を進めることができるため、学生の思考を整理する時間を十分に取ることができた。さらに学生の理解に応じて、教員と共に、看護過程の展開について振り返り、フィードバックすることによって学生の理解が深まった。

日常生活と入院生活との違いについて等、丁寧にディスカッションすることによって、看護師の役割について考察することができた。このこと以外でも学生同士のディスカッションの機会が増えたことにより、学生の表現力、聴く力が高まった等の意見が出された。

さらに学生の技術を動画撮影することによって、マナーや態度について振り返ることができ、学生の気づきにつながった。

### 3. 学内実習で限界を感じたこと

学内実習では、病を抱えた対象者の心理的な背景を理解することや、対象者との信頼関係の構築

のプロセスを学習することが難しい等の意見があった。また対象者の傍に居るだけで対象者が癒やされる体験、臨機応変に対応する力、対象者のペースに合わせることの重要性に気づくことができない等が学内実習では学習が困難であるとの意見があった。

また挨拶、言葉遣い、化粧やピアスの装着に代表される身嗜み等、看護師としての基本的なマナーや態度が身につけていないことが指摘された。さらに臨床の看護師との出会いがないために、看護師としてのロールモデルに出会うことがない。また看護師個々の看護実践の根幹となっている看護観に触れる機会がないために、学生自身の看護観の形成が困難になる可能性がある等の意見があった。

## V. 研修会のまとめ

これまで実習施設内での実習を行うことで、学生が様々な看護師に出会い、対象者と関わり、試行錯誤しながら援助を実践し、看護過程を展開し、看護の本質を学修できると確信してきた。しかし、コロナ禍で短縮された実習施設での実習、学内での実習を体験し、今後これまでの看護学実習と同じ内容や方法で良いのか検討する必要性を実感した。学生が学習すべき内容は妥当なのか、実習時間や期間の見直しは必要ないのか、実習記録の量は適正か、看護過程の展開は実習で必要なのか等について考える必要がある。学内実習で得られる、あるいはより高められる学修は、今後学内で実施すべき内容になっていくのではないかと思われた。一方で実習施設でなければ学べない内容を精選することが、今後重要となる。「看護学実習」という科目をどのように教育していくのか、今、看護教育方法の転換が迫られている。

## 文献

文部科学省（2012）大学教育部会の審議のまとめについて（素案），（2022年9月閲覧）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/attach/1318247.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/attach/1318247.htm)

文部科学省（2017）新しい学習指導要領の考え，  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/\\_icsFiles/afieldfile/2017/09/28/1396716\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2017/09/28/1396716_1.pdf)（2022年9月閲覧）

文部科学省（2017）看護学教育モデル・コア・カリキュラム，大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会，  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/31/1217788\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/31/1217788_3.pdf)（2022年9月閲覧）

文科省（2021）新型コロナウイルス感染症下における看護系大学の臨地実習の在り方に関する有識者会議報告書，（2022年9月閲覧）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/cho-USA/koutou/098/gaiyou/mext\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/cho-USA/koutou/098/gaiyou/mext_00002.html)

中井俊樹・森千鶴（2020）教育と学習の原理．医学書院，東京．

日本看護系大学協議会（2021）看護学教育質向上委員会，2020年度COVID-19に伴う看護学実習への影響調査-A 調査・B 調査報告書，  
<https://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/04/covid-19cyousaAB.pdf>